

「平成20年度目標において社会保険庁が達成すべき目標(案)」(平成19年度目標と対比表)

平成20年度の目標(案)	平成19年度の目標
<p>平成20年度において、社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標については、以下のとおりとする。</p> <p><u>年金記録問題により社会保険庁のこれまでの業務に対する国民の信頼が損なわれている状況に対し、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月)、「年金記録問題に関する今後の対応」(平成20年1月)等に基づく取組を着実に実施するとともに、「年金記録問題検証委員会報告書」(平成19年10月)等の指摘も踏まえ、業務の管理・運営に係る様々な改革を推進し、国民の信頼に足るシステムを再構築していく必要がある。</u></p> <p>また、社会保険庁においては、</p> <p>①「業務改革プログラム」による改革の着実な実施、</p> <p>②平成20年10月の全国健康保険協会の設立に伴う健康保険事業の円滑かつ着実な移行、</p> <p>③平成22年1月の日本年金機構の設立に向けた、組織、業務の運営を円滑に行うための所要の準備を進める必要がある。</p> <p><u>少子高齢化が一段と進む中、国民生活の安定を保障する社会保険を担う組織として、国民に真に信頼される組織に再生していくために、年金記録問題の解決と新組織への移行に向けた社会保険庁の改革に全力を挙げて取り組むことが、年金制度に対する国民の信頼を回復するために必要不可欠である。</u></p>	<p>平成19年度において、社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標については、以下のとおりとする。</p> <p>また、厚生労働大臣が主宰する「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」において平成17年9月に取りまとめた「業務改革プログラム」に基づく業務改革を推進するとともに、平成18年3月に取りまとめた「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づいて、業務・システムの改革を進めるものとする。</p> <p>なお、平成19年度においては、とりわけ国民年金保険料の納付率の向上対策を最優先の課題として、重点的に取り組むとともに、いわゆる団塊の世代の大量退職に伴い、年金相談等の業務の増加が見込まれることから、これに対する的確な対応に努めることとする。</p>

平成20年度の目標(案)	平成19年度の目標
1 適用事務に関する事項	1 適用事務に関する事項
<p>(1) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。</p>	<p>(2) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。</p> <p>○届出遅れに係る勸奨状の送付対象者数：前年度を下回る</p>
<p>(2) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所(船員保険は船舶所有者)の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出の促進、<u>適正な事務処理の徹底</u>を図る。</p> <p>○<u>重点加入指導実施事業所数</u>：前年度を上回る</p>	<p>(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所(船員保険は船舶所有者)の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。</p> <p>○適用事業所数に対する事業所調査件数(資格に関する調査を行ったもの)の割合：4分の1以上 注)未適用事業所に対して立入検査をした件数を含む。</p>

平成20年度の目標(案)	平成19年度の目標
2 保険料等収納事務に関する事項	2 保険料等収納事務に関する事項
<p>(1) 国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。</p> <p><u>平成20年度においては、現年度分保険料の納付率80%の目標達成に向けて最大限努力するとともに、平成18年度分保険料の最終的な納付率が平成17年度分保険料の最終的な納付率を上回るよう努める。</u></p> <p>なお、納付率向上の取組に関する<u>目標と評価について、引き続き、次の点の検討を進め、平成20年度中に考え方を明らかにする。</u></p> <p>① 未納者の具体的状況や属性(所得、未納期間、住所の有無、納付意向(拒否の有無)など)を明らかにし、実施機関として保険料徴収に取り組む対象範囲を明確にした上で、未納者の属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目安を設定することについて<u>引き続き</u>検討する。</p> <p>② 未加入者数の推移など納付率の算定の前提に影響を与える諸条件についてこれまでの状況を整理し、これらの条件を織り込んだ納付率を明らかにした上で、目指すべき目標の在り方を<u>引き続き</u>検討する。</p>	<p>(2) 国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。</p> <p>平成19年度においては、現年度分保険料の納付率が80%に達するよう最大限努力するとともに、平成17年度分保険料の最終的な納付率が74.5%に達するように努める。</p> <p>なお、納付率向上の取組に関する評価について、次の点の検討を進め、考え方を明らかにする。</p> <p>① 未納者の具体的状況や属性(所得、未納期間、住所の有無、納付意向(拒否の有無)など)を明らかにし、実施機関として保険料徴収に取り組む対象範囲を明確にした上で、未納者の属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目安を設定することについて検討する。</p> <p>② 未加入者数の推移など納付率の算定の前提に影響を与える諸条件についてこれまでの状況を整理し、これらの条件を織り込んだ納付率を明らかにした上で、目指すべき目標の在り方を検討する。</p>

平成20年度の目標(案)	平成19年度の目標
<p>(2) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主(船員保険は船舶所有者)に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>○保険料収納率 注)</p> <p>厚生年金保険: <u>98%</u>以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 政府管掌健康保険: <u>98%</u>以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 船員保険: <u>92%</u>以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>○口座振替実施率</p> <p>厚生年金保険: 84%以上 政府管掌健康保険: 85%以上 船員保険: 57%以上</p> <p>注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定(繰越)額の合計額に対する当年度の収納額の割合</p>	<p>(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主(船員保険は船舶所有者)に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>○保険料収納率 注)</p> <p>厚生年金保険: 98.5%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 政府管掌健康保険: 97.9%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 船員保険: 92.1%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>○口座振替実施率</p> <p>厚生年金保険: 84%以上 政府管掌健康保険: 85%以上 船員保険: 57%以上</p> <p>注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定(繰越)額の合計額に対する当年度の収納額の割合</p>

平成20年度の目標(案)	平成19年度の目標
3 保険給付事務に関する事項	3 保険給付事務に関する事項
<p>(1) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>○ 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率 100%の実現を図る。</p> <p>老齢基礎・老齢厚生年金:2か月以内 (加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)</p> <p>遺族基礎・遺族厚生年金:2か月以内 (加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)</p> <p>障害基礎年金:3か月以内</p> <p>障害厚生年金:3か月半以内</p>	<p>(3) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>○ 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率 100%の実現を図る。</p> <p>老齢基礎・老齢厚生年金:2か月以内 (加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)</p> <p>遺族基礎・遺族厚生年金:2か月以内 (加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内)</p> <p>障害基礎年金:3か月以内</p> <p>障害厚生年金:3か月半以内</p>
<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>○ 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率 100%の実現を図る。</p> <p>傷病手当金 :3週間以内</p> <p>出産手当金 :3週間以内</p> <p>出産育児一時金 :3週間以内</p> <p>家族出産育児一時金 :3週間以内</p> <p>埋葬料(費) :3週間以内</p> <p>家族埋葬料 :3週間以内</p>	<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>○ 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率 100%の実現を図る。</p> <p>傷病手当金 :3週間以内</p> <p>出産手当金 :3週間以内</p> <p>出産育児一時金 :3週間以内</p> <p>家族出産育児一時金 :3週間以内</p> <p>埋葬料(費) :3週間以内</p> <p>家族埋葬料 :3週間以内</p>

平成20年度の目標(案)	平成19年度の目標
<p>(3) <u>年金記録問題への対応については、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会取りまとめ)、「年金記録問題に関する今後の対応」(平成20年1月24日)等に基づき着実に実施する。</u></p>	<p>(3) 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。 (※ 平成19年度目標では「1 適用事務に関する事項」に整理)</p>
<p>4 社会保険オンラインシステムの見直し</p>	
<p>(1) 社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、見直しを実施する。</p>	<p>(目標設定せず)</p>
<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項</p>	<p>5 広報、情報公開、相談等に関する事項</p>
<p>(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。</p> <p>○生徒に対する年金セミナーの実施率:全中学・高校数の35%以上</p>	<p>(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。</p> <p>○生徒に対する年金セミナーの実施率:全中学・高校数の35%以上</p>
<p>(2) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。<u>ねんきんダイヤル応答率については前年度以上となるよう努める。</u></p>	<p>(2) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。</p>
<p>(3) 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。</p> <p>○個人情報保護研修受研率:100%</p>	<p>(3) 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。</p>

平成20年度の目標(案)	平成19年度の目標
6 保健事業及び福祉施設事業に関する事項	4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項
<p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p>○被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検を除く)</p> <p>政府管掌健康保険: 内容点検 439 円以上 外傷点検 218 円以上</p> <p>船員保険: 内容点検 1,279 円以上 外傷点検 1,353 円以上</p> <p>※政府管掌健康保険については平成20年9月までの半年分の数値</p>	<p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p>○被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検を除く)</p> <p>政府管掌健康保険: 内容点検 806 円以上 外傷点検 464 円以上</p> <p>船員保険: 内容点検 1,173 円以上 外傷点検 868 円以上</p> <p>(※平成19年度目標では「3 保険給付事務に関する事項」に整理)</p>
<p>(2) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。</p> <p>特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴い、<u>特定健康診査・特定保健指導を実施するため、被保険者に対する生活習慣病予防健診事業を拡充するとともに、被扶養者に対する健診事業を効率的に実施し、それらの健診結果等に基づき特定保健指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。</u></p> <p>平成20年度においては、今後特定健康診査等基本方針で定める実施率(平成24年度において特定健康診査70%、特定保健指導45%)の達成に向けて、<u>特定健康診査40%以上(被保険者・一般健診)、特定保健指導28%以上(被保険者・政管健保)が達成できるよう、平成20年度上半期においては、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。</u></p>	<p>(1) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。</p> <p>特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行による<u>特定健診・特定保健指導の義務化を見据えて、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。</u></p> <p>○健診実施割合</p> <p>政府管掌健康保険: 34%以上(40歳以上の被保険者) 船員保険: 39%以上(40歳以上の被保険者)</p> <p>○事後指導: 実施者数が前年度の実績を上回る</p>
<p>(3) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。</p>	<p>(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。</p>